

## 廃棄物焼却施設等の解体工事における廃棄物処理に係る書類の作成手引き

本手引きは、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱（以下、「要綱」という。）」における「廃棄物焼却施設等解体工事計画書・解体工事変更届出書（以下、「計画書等」という。）及び「廃棄物焼却施設等解体工事終了報告書（以下、「報告書」という。）」について、廃棄物の適正処理を確認するために必要な書類等を御案内するものです。

### 1 計画書等に添付する書類（要綱第6条第1項、第2項関係）

(1) 廃棄物の保管場所を示した書類

解体工事により発生する廃棄物の種類ごとの保管場所並びに保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を記載してください。なお、保管場所が複数ある場合には、それぞれの保管場所での雨水対策等を記載してください。

(2) 焼却施設解体工事における廃棄物の処理フロー（別紙1）

廃棄物の種類ごとに発生見込量、収集運搬業者、処分業者、処分方法が分かるフローを作成してください。

(3) 廃棄物の処分方法等（処理計画）を記載した書類（別紙2）

廃棄物の種類ごとに発生見込量、収集運搬業者、処分業者、処分方法及び許可番号等を記載してください。

(4) 許可証の写し

上記の別紙2に記載した許可番号に対応した許可証の写しを添付してください。

### 2 報告書に添付する書類（要綱第6条第3項関係）

(1) 焼却施設解体工事における廃棄物の処理フロー（別紙1）

計画書等に添付した別紙1に実際に行った処分量等を反映してください。

(2) 廃棄物の処分方法等（処理実績）を示した書類（別紙2）

計画書等に添付した別紙2に実際に行った処分量等を反映してください。

(3) 許可証の写し

(4) 契約書及びマニフェスト（E票）のそれぞれの写し

契約書には通し番号を付し、別紙2にはその通し番号を記載してください。

また、各書類は、別紙2の表の廃棄物名称順にまとめてください。

### 3 書類の提出

計画書等及び報告書の提出には、上記1、2の書類以外に、解体工事の概要、工程表、周辺環境の調査方法等の書類が必要になります。必要な添付書類は要綱に記載されていますので、必ず要綱を御確認の上、必要な書類を作成するようにお願いします。

なお、書類作成等についてのお問い合わせは下記までお願いします。

本作成手引きや廃棄物の処理に関するお問い合わせ

環境局生活環境部廃棄物指導課  
電話：044-200-2596  
メール：30haiki@city.kawasaki.jp

解体工事全般・要綱に関するお問い合わせ

環境局環境対策部環境対策推進課  
電話：044-200-2517  
メール：30suisin@city.kawasaki.jp

